

## 最高裁に上告受理申立！ 裁判所は法的判断を示せ

原告の萩原さんと柿本さんは、3月16日の大阪高裁の不当判決を受けて、本日、最高裁へ上告受理申立を行いました。高裁判決の「必ずしも自宅待機の法的性質や課題提出の指示が業務命令であるかを確定させる必要はない」「自宅待機が雇用関係助成金の受給要件としての労働者の休業に該当するかどうかは、裁量権行使の違法性の判断に影響を及ぼすものではない」という法的判断から逃げたものであり、さらに、自宅待機を命じた掲示の内容は業務命令なのか否かの判断からも逃げた高裁判決は、およそ裁判所の判断とは思えないものであって、著しい事実誤認と審理不尽に溢れた内容であり、到底受け入れられないものとなっています。

原告の萩原さん、柿本さんは「争点について法的判断を示さない高裁判決は、著しい法令違反があり、上告審で逆転判決を目指す」との決意です。今後は、上告受理申立説明書を提出し、最高裁の判断を待つこととなります。さらなるご支援をお願いします。

